

[浦崎みゆき議員 登壇]

○7 番 浦崎みゆきさん 3 番手まいります。はじめに訂正をお願いします。25 ページの (4) 防災対策本部となっておりますが、災害対策本部に替えていただきたいと思います。それでは質問いたします。

まず、生活困窮者自立支援制度について。生活保護受給者や非正規雇用労働が増加して、不安定な生活状況のなかで、これまで十分な支援体制がなかった生活困窮者、例えば働きたくても働けないとか、住む所がない、生活に困っているなどを支援する生活困窮者自立支援制度が 4 月から施行され、予想以上の反響が広がっております。そこで以下の点についてお伺いいたします。(1) 生活困窮者自立支援制度とは、どのような制度か。(2) 本制度に対し、本町はどのように評価しているか。(3) 本制度に対する本町の取組はどのようなになっているかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項の 1 点目、生活困窮者自立支援制度について (1) にお答えします。生活困窮者自立支援制度は、生活保護になる前の生活困窮者を対象に自立相談支援の実施等により、包括的・継続的な支援を提供し、その自立の促進を図るものであります。

(2) についてです。この制度は、生活困窮者支援という住民に対する基本的なサービスに係わるものであり、個人の自立のみならず社会資源の活用、多様な働く場や社会参加の場の創出等、新制度を通じた地域づくりを目指すものであり、福祉事務所を設置していない本町においても非常に重要な制度だと認識しております。

(3) についてです。本制度において、自立相談支援事業、就労相談支援事業、就労訓練事業、居宅確保給付金の支給がありますが、実施主体は県となることから、本町ではその事業に該当しそうな方と面談等を行い適切に県へつなげる業務から取り組んでまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。全部お答えいただいて、本町として評価をしているということで、制度としては重要性を捉えているものとお伺いいたしました。私もこの制度ができたときと聞いたときにすごくいいなと思ってよくよく読みましたら、福祉事務所のない町村は県が実施主体となるということでちょっとがっかりしたところはあるのですけれども、しかし、その南部地域については県として泉崎にある「グッジョブセンターおきなわ」に設置をしているということで、取組としては先ほどおっしゃっていた

だいた生活保護世帯に関する手続きと同じような形になっていくというようお願いしております。答弁のなかにもありました住民に対して基本的なサービスということにして、非常に重要な制度だと認識をしているわけでありまして、この制度の特徴としてはこれまで個別に分かれていた窓口が一つになっております。そこに行けば、どんな悩みでも相談していきまず入口部分ができたことがすごく特徴的なことだと思います。そこに行けばワンストップでどんなところにも相談をつなげるので、相談者にとって本当に素晴らしい制度だと思います。先日私もそのグッジョブセンターに行って見たのですが、相談者やスタッフなどで活気づいていたのが印象的でした。そこに行って気になったのは、やはり事務所が那覇市泉崎にあるグッジョブセンターおきなわである、相談者がそこまで行って相談するのかということで、那覇市のものをコピーしたのですが、相談内容は全く町村も同じだと担当の方はおっしゃっていました。役所を通じて来てもいいし、直接ここに来て対応は同じですよということで、本当に安心したわけでありまして、ただやはり身近である地域での窓口はぜひ必要だと思います。そのへんの対応は、今後どのように考えていらっしゃるのか。また、可能であればやはり生活困窮者ですので、中には本当にバス賃もないと言う方もいらっしゃるのです。可能であれば同行支援もできるような体制づくりが必要だと考えるのですが、現時点でのお考えでよろしいですので、答弁をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ただいまのご質問ですが、議員おっしゃるとおりわれわれもこの制度については、生活困窮者の支援でとても重要で、とても充実する部分があると認識しています。ただ、おっしゃるように現時点で町村には福祉事務所がございませんので、県が主体となってやることになっていまして、南部福祉事務所になりますが、南部の窓口としては泉崎となります。6月初めに沖縄県生活困窮者保健所管内連絡会議が開催されました。本町からも町の担当者、社協の相談員が参加して県との連携について協議しました。それで県からの協力依頼として、生活困窮者の早期発見・把握、それから一時窓口としての機能、そして自立相談支援窓口とのつなぎ役をということで依頼があります。町としましてそれは当然のことでありまして、しっかりそういう窓口を果たしていきたいと思えます。ただ、やはり場所が泉崎ですから、いろいろ相談の機会を設けたりしながら、県の窓口から相談員に来ていただく方法、あるいは町の相談員が同行して行ったり、この支援を必要な方々が相談の機会を失わないようにしっかりと体制を整えていきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。本当にそのような体制を早めにとって

いただいて、本来これは4月からの実施でありまして、私もその時にしか気づかず県の不手際もあるのでしょうか6月から始まることで、この2カ月間、家で苦しんでいらっしゃる方もいたのかと思いますと本当に心が痛い部分があるのですけれども、ぜひとも早めに窓口の設置と、またこの制度の特徴としては潜在している方々を拾い上げる狙いがあります。電話なり窓口まで来ることができる方はまだいいと思うのですね。そういった元気もない方もいらっしゃるのです、そういったところをどのように拾い上げていくか、その研究・課題もあると思います。そしてやはり一番大事なものは、私も分からなかったのですがその周知です。周知の方法をすることが一番大事だと思いますので、本町で言えば広報誌、ホームページへの掲載。一般紙に載っていますが、那覇市が開始した時にはホームレスの訪問、公共料金の滞納者への案内の配布を通じてこの利用を呼びかけたということでありまして、4月から始まって80何件を制度に結び付けて現在進んでいるような状況とありました。先ほども言ったように、どうやって拾い出していくか、当町として今後どのような周知方法を考えていらっしゃるのかお願いいたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 周知についてでございますが、確かに4月1日から法が施行されて制度はスタートしているのですが、2カ月あまり遅れた点はございまして反省しているところではございますが、本町も周知の方法としてホームページで案内をしております。ただ、町広報誌には掲載しておりませんので、これから掲載してまいります。あと、庁舎内の関係機関、社協、民生委員としっかり連携して、こういう制度があると確認をしてどういうふうにつないでいくかの連携もこれから取っていかうと考えています。地域では民生委員がしっかり地域の状況を確認していただいていますので、そこからの拾い上げ、あるいは庁舎内でしたら納税相談部分でそういう状況の方がいらっしゃればつないでもらったり、そのようにして想定される関係機関連携して、周知と相談につなげるよう取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。本当にきめ細かい対応をぜひお願いしたいと思っております。ホームページに載っていたのですね。失礼しました。とにかく目に付くように、できればチラシ等も作っていただければ県からでもいただいて、関係各位に配っていただくなり、今まで制度の狭間にいた方々がこの制度によって救われていきますし、自立への素晴らしいきっかけになると思っておりますので、ぜひお願いいたします。

また別になりますが、本事業では実施主体ではないのですけれども、自治体が任意でできる例えば生活困窮家庭の子どもの学習支援をやるとか、これは自治体によって違うわけ

で、そのような例えば先日新聞にもあったのですが、県の協力で総合支援モデルの無料塾のような、生活困窮者、母子家庭、そういった方々に対しての学習支援などは今現在、そういった支援はありましたでしょうかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 ただいま、みゆき議員からお話がありました学習支援事業に関しましても、県の事業ではございますが平成25年度から今年で3年目になりますけれども学習支援事業を行っております。生活保護に至らない準要保護の子どもたちが対象でございますが、成果もかなり上がっておりますのでこれも並行して進めてまいります。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。素晴らしい取組ですので、周知を徹底して、また未来を担う子どもたちに学習支援もぜひお願いいたします。そして、私も今、社協に少しかかわっていますが、社協の事業のなかでも生活困窮者に対する相談はものすごく数が増えているような数字も見られますし、またこの本制度のなかで条件によって家賃補助がある一定期間ですが3万2,000円ある。どんな人が飛び込んで行っても対応できるような支援体制でありますので、これまでの制度が給付型に対してこの制度自体は相談の入口になっておりまして、本人の相談に応じた解決策を支援して最後の自立までしっかり面倒を見ていくという本当に素晴らしいものだと思いますので期待をしております。先ほども言いましたように、相談しようという意欲すらない方もいますので、本町の状況に応じてぜひ一人も漏れなく吸い上げられるように対策をお願いしたいと思います。1番は終わります。

それでは次に、地域包括ケアシステムについてであります。民間の有識者会議が、すべての団塊の世代が75歳以上となる2025年、全国の介護施設が43万人分不足するという推計が示されました。今回、試算で具体的な数字で介護需要が示されたことは意義深いものがありまして、その対策として住み慣れた地域で医療や介護、生活支援を一体的に支援できる地域包括システムの確立が注目されております。本町も第7次計画から第10次計画における段階的な方針を打ち出しておりますので以下お伺いいたします。（1）第7次南風原町高齢者保健福祉計画の中で、平成27年度から平成29年度を準備・推進期としているが、平成27年度の具体的な施策はどのようなものか。（2）国は認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の中で認知症の早期診断対応につなげるため、「初期集中支援チーム」を平成29年度まですべての市町村に設置する方針だが、本町の取組を伺う。（3）認知症患者と家族を手助けする「認知症サポーター」は、本町には現在何人いるか。また、今後の計画及びスケジュールはあるかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項の2点目、地域包括ケアシステムについて（1）にお答えします。地域包括ケアシステムの構築については、第7次計画から第10次計画の約10年をかけて段階的に取り組んでまいります。平成27年度から平成29年度の第7次計画は、準備・推進の時期と位置付けております。平成27年度の具体的な施策としては、介護予防、日常生活支援総合事業の推進と健康づくりの充実に取り組んでまいります。

（2）についてです。国は平成30年4月から全市町村で認知症総合支援事業の実施を義務付けており、そのなかで認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター等に設置することになっております。本町も認知症総合支援事業を滞りなく実施できるようその準備に取り組んでまいります。

（3）についてです。本町には、1,478人おります。今後の計画として、今年度は小地域福祉ネットワークや事業所で認知症サポーター養成講座を開催していく計画をしております。以上です。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。地域包括ケアシステムは、多岐にわたりますのでいろんな施策があつて、私自身もあまり訳が分からないところもあるのですが、まず今年度の具体的な施策として介護予防だとか日常生活あります。その事業の具体的な内容をまず教えていただけますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 地域包括ケアシステムということで、それを市町村が取り組んでいくことになっておりますが、地域包括ケアシステムとは介護が必要になった高齢者も住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように医療・介護・介護予防・生活支援・住まい、この5つのサービスを一体的に受けられる支援体制ということです。この支援体制を団塊の世代が75歳になる2025年に向けてしっかり整備していくようになっております。本町は、今回平成27年をその準備・推進期間として位置づけ、先ほど副町長からありましたように健康づくり推進、それから介護予防に取り組んでいくことにしております。健康づくりの推進では、特定健康診査の受診率向上、それから特定保健指導の推進、健康づくり普及啓発活動の推進や循環器疾患の重症化防止推進、高齢者の健診未受診者や未通院者対策の推進等に取り組んでいくこととしております。

それから、介護予防生活支援サービス事業の推進としましては、対象者の把握、予防給

付の移行等をしっかり取るということで、事業対象者の把握、それから予防給付の地域支援事業へのスムーズな移行、介護保険未利用者、未更新者の重度化を防止する取組。

それから、訪問介護の実施や軽度生活援助事業の推進、訪問型介護予防事業の推進ということで、いくつか事業を組み合わせで健康づくりの推進、それから介護予防、日常生活の支援というように今年度は取り組んでいきます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。具体的なものは分かりました。ある程度社協にもお願いしている事業もいくつかあると思いますが、社協との連携と言いますか、そこはどのように進めて包括ケアの前提で向こうも進めているのか確認しておきます。

○議長 宮城清政君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 社協にCHWということで、地域コミュニティソーシャルワーカーと在宅介護支援センターがあります。その方たちが地域の高齢者や一人暮らしの高齢者等を訪問したり回っておりまして、そのなかで介護が必要な高齢者、支援が必要な高齢者がいれば包括支援センターや介護保険の担当と調整をして、介護保険を勧めたり、介護予防事業を勧めたり、日常生活支援事業を勧めたりということで連携を取っております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。しっかり連携が取れていることが分かりましたので、安心しております。

それでは、2番目の認知症初期集中支援チームなのですけれども、いろんな方策があって第7次高齢者保健福祉計画でも58ページの②にあります医療チームだとかとにかく早めに発見していくことが大事になってくるわけです。そこで例えば認知症のいろんな講習なども現在していらっしゃるわけですが、その成講座を受けた人数だとかまずどれぐらいが受けたのか。そして認知症というものがどういうものか分かっていくことが一番大事なことだと思いますので、本町ではどれぐらい浸透しているのか、もちろん講習を受けた人、それから講習を受けた人のなかでも例えば大名だとか宮平だとか地域別のデータもあるかどうかこの2点をお伺いします。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時53分）

再開（午前11時53分）

○議長 宮城清政君 再開します。保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん お答えします。認知症講演会を地域で実施しておりますが、数を資料として持っていません。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 通告外ですみません、ありがとうございました。これを質問したのは、どういう症状が認知症なのかということをもとに皆が分かっていることが前提ありまして、講演会などもつのですができればアンケートなどを地域別に取り、私が目指しているところは全町民的な広がり、認知症がどういったものを町民の皆さんにしっかり分かっていただくことが大事ではないかということで伺いました。今後また検討していただければと思いますおのでもよろしくお願ひいたします。また、やはりいろんなところで認知症の内容を分かるという意味合いで、いろんな自治体で認知症の簡易チェックというものをホームページ上で開設しております。自分の家族、友人の認知症を早期発見できるような、チェックサイトなのですね。質問項目にチェックを入れていて、病院へ行ってみましようとか、アドバイスしたほうがいいのか自分でチェックができるサイトが各自治体に普及しているような部分もあります。これも検討していただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

あとは、このケアシステムの確立にはいろんな方の協力が必要です。行政、社協、ソーシャルワーカー、自治会や地域住民と関係団体、そういった全町民的な取組が大事になっているわけです。もちろん町として全体的に包括支援ケアシステムを作っていくわけですが、いただきました資料の中で兼本ハイツが高齢者の比率が一番高いような数値も出ています。例えばこの1つの字をモデル事業として包括ケアシステムづくりをやっていく方法もいいのかと思うのですけれども、そこに関して見解をお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ご提案ありがとうございます。確かに高齢化率が高まっている地域に集中して包括ケアシステムの構築に向けての取組もいろんな意味での効果が見えてくる部分でも有効かとは思いますが、ただ、これも支援が必要な方々を、町全体を見て事業を進めていかなければいけませんので、そういうバランスを考えながら、そういうモデル地区が必要だと考えられる部分がありましたら今後検討してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 先ほどケアシステムと申しましたけれども、初期集中支援チームです。そういったものであればモデル事業的なもので体制づくりと言うのですか、それが見えてくるのかという思いでありました。システムと同時に集中支援チームのほうでご検討をよろしくお願ひします。それでは2番は終わります。

3番の防災行政についてお伺ひいたします。東日本大震災から4年がたって報道も最近されなくなりましたけれども、現地では今なおも仮設住宅、避難生活が続いております。被災者が伝えたい今として、「気持ちが前向きなときと後ろ向きなときがあります。振り子のように揺れながら生きています。誰かが心配してくれていると思うと生きる力になります。どうか、細くてもいいので長く被災地と心の糸を結んでください」。これは、宮城県南三陸町の50代の方の声です。東日本大震災での教訓を生かして、災害に強いまちづくりのためにお伺ひいたします。(1)東日本大震災以降における本町の防災対策として、どのような施策が行われてきたか。(2)平成27年度に行われる防災対策はどのような計画になっているか。(3)災害による被害を抑えるため、行政や企業、住民などが時間軸に沿って、いつ、誰が、何をするのかを事前に明確にしておく防災行動計画「タイムライン」策定を考えてはどうか。(4)本町の災害対策本部のメンバーに南部水道企業団が入っていないが、今後、構成委員に加えるべきではないか。(5)マンション住人の災害弱者名簿を、防災活動に積極的なマンション管理組合に提供するよう総務省より通知しているが、本町の対応はどのようになっているかお伺ひいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 3点目の防災行政について(1)にお答えいたします。南風原町防災行政無線の設置、防災計画、ハザードマップの見直し、防災・減災お役立てマップ帳発行及び備蓄品等の充実を行っております。

(2)についてです。平成25年から5カ年計画で、本町の人口20パーセントの3日分を目標に備蓄品整備を行っており、今年度も目標の20パーセントに当たる約3,240食を整備予定です。また、防災訓練を計画していく予定です。

(3)についてです。沖縄県や近隣市町村等からの情報収集を図り、策定に向け検討してまいります。

(4)についてです。防災対策基本法第23条の2で市町村長は市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置するとされ、同計画の中で町長を本部長とした町役場機関での構成としています。また、南部水道企業団や東部消防、警察等の関連機関は、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関として位置づけられ、災害時における食料水の供給及び水道施設の応急・復旧等を南部水道企業団が担うこととしております。

(5)についてです。本町は町内全域の災害時要援護者名簿を保健福祉課において作成



済であり、今後は名簿を基に実際の避難に即した災害時要援護者台帳及び体制づくり等についても関係機関と協議を行い整備してまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。本町におきましても、震災以降、防災計画やハザードマップ、お役立てマップなど本当に素晴らしくきれいにできていると思っております。本当に活用が急がれるところだとは思いますが、では、今年平成27年度に行われる防災対策ですけれども、防災訓練は計画していく予定とありますが、今のところ全く決まっていないのかどうかそこをお伺いします。

○議長 宮城清政君 務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 現在のところまだ場所や日付は決まっておりません。以上です。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 訓練はもちろん全町的になるかと思っておりますけれども、手上げ方式と言いますかどこか自治体がやりたいとかそういうお考えですか。それとも全町的な訓練をお考えかお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 これまでの例を申し上げますと、だいたい国道329号より南側と北側に分けて行っている経緯があります。例えば J A 南風原の駐車場、それからイオン南風原店の駐車場、だいたいこういった感じで行っております。これには消防や女性防火クラブ、女性会の皆さんや炊き出しの訓練、自動車からの脱出のデモンストレーションと言いますか訓練を東部消防が行います。あとはトレアージ訓練等々行います。今回このへんも含めて検討していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。防災訓練は必ず年に一度の実施はよろしくをお願いします。

それでは、3 番のタイムラインですが、情報収集を図りながら検討していくとのことですが、例えば本町におきましては避難準備情報が最初に流れるようになっているよ

うでございますので、それが流れた時に、災害が発生する 3 時間前には町民は行動を起こして、2 時間前には避難所に着いているとかそういった流れを全町民的に時間軸に沿ってあらかじめ決めておくというのがタイムラインなのですね。そして、いつ、だれが、例えば行政であればどういった行動、町民はどういった行動、また関係団体は何をするというふうに事前に明確にしておく防災行動計画なのですね。それを時間軸に沿ってやっていくということです。本町の計画第 8 節の避難計画で示されているように、まず避難準備情報、それから避難勧告、避難指示、というふうになっているわけですが、この避難情報の段階で町民はどういう準備をすればいいのか。例えば身支度だけをやっておけばいいのか。また 1 時間あとには公民館に行っておくとか、心の準備ですよとか、持っていけるものをリュックに詰めるとか、そういったものがなければ、情報が流れてもどうしていいかわからないという部分もあると思いますので、そこがこのタイムライン策定の意図であります。このタイムラインは、いろんな企業にも広がっておりまして、例えば J R 西日本が今年の台風 19 号が来た時に、上陸前日に近畿の路線運休を発表して翌日運休を実行しました。その時は休日だったのですけれども、多くの利用者に影響がでたのですね。しかし、そのあと、止めたことに対しての調査の回答は、その 7 割以上が同社の対応を評価した。万が一のために電車を止めても、実際に被害が起こったときのことを考えたらやむを得ないだろうということで理解をしているという一つの例であります。そのように、何が起こったときにはどうするという行動計画です。それは具体的にぜひ必要ではないかと思います。町長も施政方針のなかで南風原町地域防災計画を柱とした行動マニュアルの整備を進めていくとあります。今後の導入の見解をお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃっている防災行動計画タイムラインというのが、その例も示されております。例えば頻繁に襲来する台風。暴風警報が発令されて何時間前にはこういったことをやると、議員からありましたように具体的な台風の進路、それから接近等に応じてこの時間には何をする、というようなものがタイムライン、具体的な計画のようであります。いろいろ情報も収集して、今年度中には地震、台風、大雨それぞれあると思いますのでそれも含めて今年度にはとにかく頻繁に来る暴風等については作って、順次できる限り早く作成していきたいと思います。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。ぜひ早めの導入、そしてまた町民がしっかりとそれを把握できるような体制づくりをよろしく願いいたします。

それでは（４）の南部水道企業団が入っていないということで、八重瀬町は消防、そし

て南部水道企業団が災害対策メンバーに入っていることが分かりまして、本町はどうして入っていないのか疑問に思いまして質問しております。この計画 131 ページ給水計画の中では、実施責任者として南部水道企業団が入っているわけですが、関係機関と位置づけられています。やはり災害が起こると水が一番大切になってくるので加えるべきではないかと考えますが、もう一度見解をお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 計画を策定するに当たっては、南風原町の防災会議で策定がなされました。その中には、自衛隊、与那原警察署、南部土木事務所、沖縄電力、東部消防組合、そして南部水道企業団も構成されています。災害が発生するもしくはかなりの確率で発生する、発生したときに南風原町の災害対策本部が結成されます。そこでやはり本町は、庁内役場組織での本部の構成となっておりまして、当然町内に一番精通している町長が本部長となって、こういった機関の対応が必要であれば即座に、例えば南部水道企業団に連絡をして関係機関の連携として業務、任務もちゃんと示されております。ですから、結果、この対策本部はどういった対応をしてくださいと指示をするところだと考えております。決してこの災害対策本部に入っているから対応が早いとか遅いとかではなくて、われわれ対策本部は庁内で対応して、関係機関と密に連携を取って迅速に対応していただく考え方でありまして、本町の防災計画の考えとしては、災害対策本部は南風原庁舎、南風原町の組織で対応する考えでの構成となっております。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 書いてある書いていないにかかわらず、しっかり連携をとっていただければいいことではあります。八重瀬にはあって南風原町にはどうしてないのかという思いからでありましたので、連携はしっかりとよろしくお願ひいたします。

それでは、南部水道企業団には、本町の新しい防災計画の冊子は届いておりますでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 配布と言いますか、向こうにもちゃんと備えております。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それでは、最後のマンション住人に関

するものですが、今このマンションのことを取り上げましたのは、本町にもマンションがいろんな所で多くなっています。そういったことで、災害弱者を把握する意味合いからも、またマンション管理組合にも町として防災訓練なども行ってくださいという呼びかけもできるのでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほど触れました防災計画には、この区域のマンション、一戸建て、すべての住民の皆さんに参加していただくという考え方ですので、広くお知らせさせていただく考えです。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 質問しております積極的に防災活動をしていただくマンションには災害弱者の名簿提供もありますよといった踏み込んだご案内もできますでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 ご質問の要旨は、災害要援護者名簿等々のことかと思いますが、この要援護者、援護が必要な方については、本人の了解があれば社会福祉協議会と民生委員には上げましょうということになっております。前提は個人情報でありますので本人の了解が得られたらということですので、この本人の了解を得ることについては民生部で今作業が進められていると思います。今のところは、あなたのマンションにこういった方がいますよといった情報の提供は特にしておりません。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 作業がまだ終わっていないのでしょうか。ではいつごろ終わる予定でしょうか。そしてまた、民生委員、社協にはいつごろ届く予定なのかそこだけお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えします。名簿は出来上がりまして、社協と民生委員には協定書を交わしてお渡ししております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午後 0 時 18 分）

再開（午後 0 時 18 分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○民生部長 知念 功君 失礼しました。お渡ししたのは、今月でございます。先ほど総務部長からございました災害時の要援護者名簿に基づいた台帳を整備しなければいけません。これに関しましては、個人情報の問題がありまして、また今後、この一人一人の方から、私はこの台帳に登録して災害時には援助を受けますと一筆いただくものがございまして、すぐに整備するのは難しい時間がかかるものだと思っております。これは民生委員とか社協のコミュニティソーシャルワーカーが地域に行くたびに書いていただきながら台帳を整備していくというようになっていきます。ご質問はマンションの場合でございますが、本町でまだこのような状況でございます。各地域でもまだこれからの状況です。マンションもできた時期で、ご質問の都市部でのこういうマンション管理組合への情報提供ということですが、マンション管理組合のコミュニティが地域の普通の字のようにしっかり活動がなされるようであればこういう台帳を提供するようにとありますので、当然台帳が整備されてマンション管理組合がそういう活動をしている状況であって渡せる管理組合であれば当然渡していくことになっていきます。